

2011年8月4日

全国信用金庫協会
会長 大前 孝治 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

「二重債務問題」解決など金融機能発揮のための要請

3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしています。被災者・企業支援のため、これまでにとらわれない思い切った施策が求められています。

長年にわたって地域の中小零細企業や個人と取引を積み重ねてきた地域金融機関は、その経験とつながりを生かし、被災地・被災者の立場にたった、きめ細かい金融支援を行なうことが可能です。震災によって地域経済が深刻な打撃を受けた今こそ、地域金融機関の役割発揮がかつてなく求められています。

現在、津波で住宅や店舗、工場設備など全てを失いながら、借金だけ残った被災者・企業からは、せめて「マイナスからではなくゼロからの出発」ができるようにして欲しい、との切実な声が上がっており、「二重債務問題」の解決は緊急の課題です。しかし、現在出されている政府案では、支援を受けられる企業は限られ、金融機関の負担も大きすぎ、「二重債務問題」の解決にはほど遠いものです。

金融労連では、二重債務問題の解決や改正金融機能強化法について、別紙のような提言・見解をまとめていますが、被災者・企業の将来に展望がもてる生活・事業支援のため、被災地の地域金融機関が金融機能を十分発揮できるよう、業界団体として次のような取り組みを要請します。

記

1. 「二重債務問題」の解決のため、再生可能の名目で選別するのではなく、再生の意欲のある中小零細企業や被災者を幅広く支援できるよう、次のような枠組みをつくること。
 - ① 再生の意欲のある中小零細企業や被災者の債権を、金融機関から「買い取り機関」が買い取り、「買い取り機関」は被災の実情に応じて、債務の減免を行う。
 - ② 買い取りのための財源は金融業界全体で負担する。
 - ③ 地域金融機関は新規融資に応じるとともに、「貸しやすく」「借りやすく」するため、100%保証の制度融資や利子補給などの拡充を図るよう行政に働きかける。
2. 避難区域や警戒区域を営業基盤とする地域金融機関に対し、東電による原発事故の損失補償がなされるよう、政府に働きかけること。
3. 改正金融機能強化法による公的資本の受け入れについては、次の点に留意すること。
 - ① 申請は個々の金融機関の経営判断に任せ、行政に介入させない。合併や再編を押しつけさせない
 - ② 「経営強化計画」について、従業員の雇用や労働条件を守り、労使協議を十分行う。
 - ③ 資本注入を受けた金融機関は、返済猶予や債権放棄、新規融資などを積極的にすすめ、金融機能を発揮する。

以上